

## 社会福祉法人 舟形町社会福祉協議会役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、当法人の役員、評議員並びに評議員選任解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、会長の指示又は理事会の委任を受け法人業務行う場合、費用弁償として支給する額は、距離の遠近にかかわらず日額3,000円とする。ただし、当法人の職員並びに舟形町役場職員が役員等の場合は支給しない。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、舟形町特別職の職員の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和48年9月条例第20号）を準用し、必要な額を加算し支給することができる。

(社会福祉協力員)

第4条 会長が委嘱する社会福祉協力員には年額3,000円の協力費を支給する。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(役員・各種委員旅費・報酬等に関する規程の廃止)

2 役員・各種委員旅費・報酬等に関する規程（平成22年4月1日）は、廃止する。